

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る関係法令・確認事項一覧(大分市)

※以下の順番は参考です。設置場所・設置手法・検討状況等によって各課窓口にて、ご相談ください。なお、このフロー図には、国・県が所管する法令に関する届出等は含まれていません。大分県が所管する届出については、ホームページ「大分県内で再生可能エネルギー発電事業を検討している皆さんへ」(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14240/enemadoguchi.html>) を適宜参照してください。また、経済産業省資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」や「事業計画策定ガイドライン」も、適宜参照してください。

○→規模要件に該当すれば、届出・確認が必要
 △→規模要件以外の条件に該当すれば、届出・確認が必要
 ×→届出・確認は不要



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)		
1	大分市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する要綱	○ 以下の規模以上の再生可能エネルギー設備を新設・増設する事業者には、大分市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画届出書、大分市再生可能エネルギー発電事業説明会報告書、大分市再生可能エネルギー発電設備設置事業完了届等の書類の提出のほか、環境保全について適正な配慮や、地元自治会への説明会の開催等、地元住民等と良好な関係を構築するようお願いしています。 【太陽光50kW、風力20kW、水力20kW、地熱50kW、バイオマス50kW】	○	○	○	○	○	○	環境対策課 環境保全担当班	市役所本庁舎 4階 TEL 097-537-5758



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
2	工場立地法	○ 工場立地法の対象となる工場(特定工場)の場合は、工場立地法の変更届が必要となる場合があります。 【風力、バイオマス…敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場】 ※工場立地法の概要は大分市ホームページに掲載	×	○	×	×	○	創業経営支援課 企業立地担当班	市役所本庁舎 9階 TEL 097-537-7014
3	農地法	○ 農地の場合は農地転用が可能な土地か相談のうえ、可能であれば農地転用に係る手続きが必要 (市街化区域内)農地転用の届出 (市街化区域外)農地転用の許可	△	△	△	△	△	農業委員会事務局 (市街化区域内) 農政担当班 (市街化区域外) 農地担当班	市役所本庁舎 8階 TEL 097-537-5654
4	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	○ 農用地区域内である場合は、農振除外手続きが必要(優良農地においては除外できない場合も有)	△	△	△	△	△	農政課 農地農振担当班	市役所本庁舎 8階 TEL 097-537-5628
5	森林法	○ 地域森林計画の対象となっている森林を伐採する場合は、事前に「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出が必要(森林法第10条の8で義務付け) ・伐採を開始する90日から30日前までの間に提出 ・地域森林計画の対象森林を伐採する森林所有者、伐採者と森林所有者が異なる場合は連名での届出 ※立木がなくても対象区域に含まれている場合があるので、要注意 ※地域森林計画の対象森林での開発行為(森林の伐採だけでなく土石や樹根の採掘、開墾、その他土地の形質を変更する行為)については、面積が1ヘクタールを超える場合には、林地開発行為に該当する為、事前に県知事の許可が必要 (大分県中部振興局農山漁村振興部森林管理班との協議 TEL097-506-5749)	△	△	△	△	△	林業水産課 林業担当班	市役所本庁舎 8階 TEL 097-537-5783



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
6	景観法 大分市景観条例	<p>○ 下記に該当する行為を行う場合は、事前協議及び景観計画区域内行為届出書の提出が必要</p> <p>【建築物の建築等】建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えもしくは色彩の変更 ◇市街化区域における建築行為で高さ20m以上又は延床面積3,000㎡以上 ◇市街化区域以外の区域における建築行為で高さ10m以上又は延床面積500㎡以上 ◇「沿道景観美化地区」で、高さが13m以上又は建築面積500㎡以上 【工作物の建設等(建造物)】塔状工作物(煙突など)、遊戯施設、コンクリートプラントや石油・ガスを貯蔵する施設など ◇塔状の工作物で、高さ15m以上 ※沿道景観美化地区は、13m以上 ◇遊戯施設などで、高さ10m以上又は築造面積500㎡以上 ◇製造施設・貯蔵施設・処理施設などで、高さ10m以上又は築造面積500㎡以上 【工作物の建設等(構造物)】ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、棧橋、落石防護柵、遮音壁など ◇擁壁などで高さ5m以上 ◇橋・トンネル・堤防などで長さ20m以上、又は高さ5m以上 【工作物の建設等(再生可能エネルギー)】風力発電施設、太陽光発電施設 ◇風力発電施設で高さ10m以上 ◇太陽光発電施設で高低差10m以上、又は築造面積500㎡以上 【屋外における物品の堆積】土石、廃棄物、再生資源などの堆積 ◇敷地内の合計が、堆積規模500㎡以上又は堆積の高さ4m以上 ※沿道景観美化地区は、面積規模100㎡以上又は堆積の高さ2m以上 【開発行為】住宅団地開発や商業施設開発など ◇市街化区域内： 届出対象外 ◇市街化調整区域内： 1,000㎡以上 ◇非線引き都市計画区域内：3,000㎡以上 ◇都市計画区域外： 3,000㎡以上 【その他の土地の形質の変更】道路整備に伴うものやグラウンド、駐車場等 ◇変更面積3,000㎡以上又は5m以上の法面を生じるもの 【木竹の伐採】樹林の伐採など ◇皆伐によって行われる木竹の伐採</p>	○	○	△	△	△	まちなみ企画課 景観推進担当班	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5968
7	建築基準法	<p>○ 土地に自立して設置する場合 ・建築物に該当する設備があるか確認が必要(パネル・付属設備) ※ただし、発電設備のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、屋内的用途に供しないものについては法第2条第1号に規定する建築物に該当しないことから建築確認の必要なし ※詳細は市の窓口にお問い合わせ ○ 屋上・屋根に設置する場合 ・構造、高さが建築基準法に適合するか確認が必要 ※詳細は市の窓口にお問い合わせ</p>	△	△	△	△	△	開発建築指導課 確認審査検査担当班	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5635
8	宅地造成等規制法	<p>○ 宅地造成工事規制区域内において、一定規模以上の造成行為(切土・盛土等)があれば、許可を要する場合がある。 ※詳細は市の窓口にお問い合わせ ○ 宅地造成工事規制区域内において、宅地(地目)以外の土地に設置する場合、宅地造成等規制法による届出が必要。 ※詳細は市の窓口にお問い合わせ</p>	△	△	△	△	△	開発建築指導課 開発指導室	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5683
9	都市計画法	<p>○ 執務スペース等の建物が建設される場合を除き、原則として許可が必要な開発行為にはあたらないと解されているが、面積が 1,000㎡以上の規模の場合は、担当窓口への確認が必要 ※詳細は市の窓口にお問い合わせ ○ 建築物の建築に供する目的で行う土地の区画形質の変更がある場合は開発許可が必要 ・市街化区域 1,000㎡以上 ・市街化調整区域 全て ※詳細は市の窓口にお問い合わせ</p>	△	△	△	△	△	開発建築指導課 開発指導室	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5683

No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
10	都市計画法	○ 都市計画施設内に建築物の建築を行う場合は、都市計画法第53条の許可が必要 ※大分市ホームページ確認可能	△	△	△	△	△	都市計画課 都市計画担当班	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5965
		○ 市街化区域内においては、地域により地区計画など各種の土地利用制限がある ※大分市ホームページ確認可能	△	△	△	△	△		
11	国土利用計画法	○ 以下の土地取引(売買・賃貸借など)を行う場合には土地取引の届出が必要 ・市街化区域 2,000㎡以上 ・市街化区域外の都市計画区域 5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 ※土地によっては売買等に先立ち、売主に「公有地の拡大の推進に関する法律」の届出義務が生じる ※面積5ha以上の開発行為の場合は、大分県大規模土地利用事前指導要綱に基づき、事前に協議をする制度がある。(大分県土木建築部都市計画課) ※大分市ホームページ確認可能 (大分県分は県ホームページで確認可能)	○	○	○	○	○	都市計画課 都市計画担当班	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5965
12	公有地の拡大の推進に関する法律	○ 以下の土地取引を行う場合には、土地取引の事前届出が必要 ① 都市計画施設内の土地取引 ・100㎡以上 ② 以下の土地取引を行う場合 ・市街化区域 5,000㎡以上 ・非線引き都市計画区域 10,000㎡以上 ※大分市ホームページ確認可能 (大分県分は県ホームページで確認可能)	○	○	○	○	○	都市計画課 都市計画担当班	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5965
13	大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例	○ 風致地区内で建築物その他の工作物の建築及び土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合は風致地区内行為許可が必要 ※大分市ホームページ確認可能	△	△	△	△	△	都市計画課 都市計画担当班	市役所本庁舎 7階 TEL 097-537-5965



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
14	大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例	○ 法定外公共物の上に構造物を作ること出来ません。付替えや払下げについて協議が必要 ○ 法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下において、条例第4条の行為の許可を受ける場合には届出が必要 ○ 対象地と市有地の境界が不明確な時は境界立会をお願いします。	△	△	△	△	△	土木管理課 法定外公共物担当班	市役所本庁舎 6階 TEL 097-537-5630
15	道路法 道路法施行令	○ 車道以外の市道区域内に設置しようとする場合、道路占用申請が必要 (設置においては事前協議が必要) ○ その他市道の敷地又はその上空若しくは地下において、何かしようとする場合には届出が必要	△	△	△	△	△	土木管理課 市道管理担当班	市役所本庁舎 6階 TEL 097-537-5992
16	河川法 大分市普通河川取締条例	○ 河川区域内の土地において工作物の新築等をしようとする者は、河川管理者の許可が必要 (河川管理上支障を及ぼすおそれのある工作物の構造ではないかの確認が必要のため。) ※河川管理者は河川によって、国、県、市と異なる。	△	△	△	△	△	河川・みなと 振興課 東部・西部河川担当班	市役所本庁舎 6階 TEL 097-537-5632 (内線1743、1744)



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
17	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	○ 土砂等のたい積行為のうち、当該土地以外の場所から採取された土砂等を使用し、たい積する区域の面積が3,000㎡以上の場合には許可が必要	△	△	△	△	△	環境対策課 水質担当班	市役所本庁舎 4階 TEL097-537-5753
18	土壌汚染対策法	○ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合には、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要	△	△	△	△	△	環境対策課 水質担当班	市役所本庁舎 4階 TEL 097-537-5753
19	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法	○水質汚濁防止法に該当する施設を設置する場合は、工事着手の60日前までに特定施設設置届出書の提出が必要 ○特定事業場から公共用水域に排出される排水の1日当たりの最大量が50㎡以上になる場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定に基づく許可申請が必要	△	△	△	△	△	環境対策課 水質担当班	市役所本庁舎 4階 TEL097-537-5753
20	騒音規制法	○ 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業の開始の日の7日前までに届出が必要 ○ 特定施設を設置しようとする者は、設置工事の開始の日の30日前までに届出が必要 ※当該施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要	△	△	△	△	△	環境対策課 大気騒音担当班	市役所本庁舎 4階 TEL 097-537-5748
	大分市騒音防止条例		△	△	△	△	△		
	振動規制法		△	△	△	△	△		
	大気汚染防止法	○ ばい煙発生施設及び水銀排出施設等を設置しようとする者は、設置工事の開始の日の60日前までに届出が必要 ※当該施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり電気事業法に基づく届出が必要	×	×	×	△	△		
	悪臭防止法	○ 届出は不要だが、設置場所によって規制対象となるので確認が必要	△	△	△	△	△		
21	廃棄物処理法	○ 廃棄物が地下にある土地(廃止された廃棄物の最終処分場)の形質の変更をする場合は、環境省令で定める場合を除き事前の届出が必要となる	△	△	△	△	△	廃棄物対策課 産業廃棄物担当班	市役所本庁舎 4階 TEL097-578-7547



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
22	文化財保護法	○ 埋蔵文化財包蔵地では工事等に着手する60日前までに届出が必要 ※埋蔵文化財包蔵地については大分市ホームページで確認可能 ※埋蔵文化財包蔵地の範囲外であれば、届出は不要 ○ 史跡指定地範囲、天然記念物指定範囲に構造物を設置する場合、許可を受ける必要があります。	△	△	△	△	△	文化財課 文化財保護担当班	市役所第2庁舎 6階 TEL097-537-5639 (内線2096)



No.	関係法令等	確認事項	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	相談窓口(連絡先)	
23	【設置後の関係法令】 地方税法	【設置後に大分市へ届出が必要な事項】 ○太陽光発電設備については、設置後、固定資産税(家屋又は償却資産)が課税となる場合があります。 また、償却資産に該当する場合は申告が必要となります。	○	○	○	○	○	資産税課 償却資産担当班	市役所第2庁舎 3階 TEL097-537-7293